

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種
実施規則の一部を改正する省令の施行について

予防接種法施行令の一部を改正する政令(平成 23 年政令第 144 号)及び予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成 23 年厚生労働省令第 62 号)が、本日公布され、同日から施行されたところである。

今回の改正の概要等については、下記のとおりであるので、貴職におかれては、貴管内市町村(保健所を設置する市及び特別区を含む。)及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第1 予防接種法施行令の一部を改正する政令について

1 改正の概要

(1) 麻しん及び風しんの予防接種について

平成 23 年 5 月 20 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間、麻しん及び風しんの定期の予防接種の対象者に高校 2 年生相当の年齢の者を追加したこと。

(2) 日本脳炎の予防接種について

平成 17 年度から平成 21 年度にかけての日本脳炎の予防接種の積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逸した者(平成 7 年 6 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者。以下「特例対象者」という。)に対する日本脳炎に係る定期の予防接種について、対象者を 4 歳以上 20 歳未満の者としたこと。

なお、改正後の条文において対象者を 4 歳以上と規定したのは、施行日において特例対象者が 4 歳以上であるためであり、当該者が施行日前に、改正前の予防接種法施行令に定める接種対象期間(生後 6 月から 90 月及び 9 歳以上 13 歳未満)に接種したものについては、予防接種法上の定期の予防接種である。

(3) 東日本大震災の特例について

東日本大震災の発生によりやむを得ないと認められる場合には、定期の予防接種の対象年

齢を過ぎてしまった者について、平成 23 年 8 月 31 日までの間は定期の予防接種の対象者としたこと。

2 施行期日

公布の日から施行することとし、1の(3)については、平成 23 年 3 月 11 日から適用することとしたこと。

第2 予防接種実施規則の一部を改正する省令について

1 改正の概要

(1) 日本脳炎の予防接種について

特例対象者に対する日本脳炎に係る定期の予防接種について、接種の実施方法を定めたこと。

① 特例対象者であって日本脳炎の予防接種のうち4回の接種を受けていないもの(接種を全く受けていない者を除く。)に係る残りの予防接種は、乾燥培養日本脳炎ワクチンを6日以上の間隔をおいて皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとするとしてしたこと。ただし、第4回目(2期接種に相当)の接種については、引き続き9歳以上の者に対して行うものとしてしたこと。

② 特例対象者であって、日本脳炎の予防接種を全く受けていない者に係る日本脳炎の予防接種については、省令第15条・16条と同様に、以下のとおりとしたこと。

イ 第1回目の接種(1期初回接種の第1回目に相当)は、乾燥培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする。

ロ 第2回目の接種(1期初回接種の第2回目に相当)は、第1回目の接種後6日から28日までの間隔をおいて乾燥培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする。

ハ 第3回目の接種(1期追加接種に相当)は、第2回目の接種後おおむね1年を経過した時期に乾燥培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする。

ニ 第4回目の接種(2期接種に相当)は、9歳以上の者に対し、第3回目の接種後6日以上の間隔をおいて乾燥培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする。

ホ ②のロに基づき接種の間隔をおいている間に、明らかな発熱を呈していること等により接種不適当者とされた者については、当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、当該間隔をおいたものとみなす。

(2) 東日本大震災の特例について

ジフテリア、破傷風及び百日せき並びに日本脳炎の予防接種において、予防接種実施規則で定める間隔をおいている間に東日本大震災の発生によるやむを得ない事情により予防接種を受けることができなかった者については、当該事情が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなすとしてしたこと。

2 施行期日

公布の日から施行し、1の(2)については、平成 23 年 3 月 11 日から適用すること。

第3 留意事項

今般の改正により設けた特例に係る具体的な接種方法や接種回数の考え方等については、通知等で示すこととする。

權の買取を行ふ旨の決定をしたときは、当該金融機関との間で当該特定回収困難債権の買取に関する契約を締結するものとする。

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正)
第十二条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十四条第一項第七号」の下に「及び第八号」を加え、「これ」を「これら」に「及び」を「並びに」に改める。

第十四条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第一項の規定による認定に関する事務を行うこと。

第十六条第四号中「職業能力開発業務」を「第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務並びに同条第三項に規定する業務」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第十四条第一項第八号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

第十七条第一項中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改める。

第十八条第一項中「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。
附則第五号第八項中「同条第四号中「職業能力開発業務」とあるのは「職業能力開発業務及び」を「同条第四号中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに」に改め、「第六号まで」の下に「及び第八号」を加える。

(検討)

第十三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 前項の特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に要する費用の負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

政 令

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年五月二十日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第四百三十三号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第二十四条第一項、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第三十六条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)並びに水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第五条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となつた者の生死が三箇月間分からない場合又はその者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、第十四条(附則第一条の二第四項において読み替へて準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合を除き、死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年五月二十日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第四百四十四号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。
3 平成二十三年五月二十日から平成二十四年三月三十一日までの間における前項の規定の適用については、同項中「十八歳となる日の属する年度の初日から当該」とあるのは「十七歳となる日の属する年度の五月二十日から十八歳となる日の属する」とする。

4 平成七年六月一日から平成十九年四月一日までの間に生まれた者に対する日本脳炎に係る予防接種種についての第一条の二第二項の表日本脳炎の項の適用については、同項中「一 生後六月から生後九十日に至るまでの間にある者」とあるのは、「四歳以上二十歳未満の者」とする。

5 東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)の発生によりやむを得ないと認められる場合には、同日において第一条の二第二項の表の上欄に掲げる疾病(結核及びインフルエンザを除く。)についてそれぞれ同表の下欄に掲げる者であつた者(当該疾病にかかつていない者又はかつたことのある者その他同項の厚生労働省令で定める者を除く。)については、同欄に掲げる者でなくなつた日から同年八月三十一日までの間においても、それぞれ当該疾病に係る法第三条第一項の政令で定める者とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、改正後の附則第五項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

省令

○法務省令第十七号

更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十日

法務大臣 江田 五月

更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令

更生保護事業法施行規則（平成八年法務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第七條第二項に次の一号を加える。

三 法第二條第二項各号に掲げる者の改善更生を助けるために、その者に対し、無料又は低額な料金で宿泊場所を供与する事業（継続保護事業として行うものを除く。）

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十二号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十條の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十日

厚生労働大臣 細川 律夫

予防接種実施規則の一部を改正する省令
予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四條の見出しを削り、同條の前に見出しとして「（日本脳炎の予防接種に係る特例）」を付し、同條の次に次の二條を加える。

第五條 平成七年六月一日から平成十九年四月一日までの間に生まれた者（以下「特例対象者」という。）であつて日本脳炎の予防接種のうち一回の接種を受けていないもの（接種を全く受けていない者を除く。）に係る残りの日本脳炎の予防接種は、第十五條及び第十六條並びに前條の規定にかかわらず、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを六日以上の間隔をおいて皮下に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする。ただし、第四回目の接種については、九歳以上の者に対して行うものとする。

2 特例対象者であつて日本脳炎の予防接種を全く受けていないもの（以下「特例対象未接種者」という。）に係る日本脳炎の予防接種の第一回目

の接種は、第十五條及び第十六條並びに前條の規定にかかわらず、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

3 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第二回目の接種は、第十五條及び第十六條並びに前條の規定にかかわらず、第一回目の接種後六日から二十八日までの間隔をおいて乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

4 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第三回目の接種は、第十五條及び第十六條並びに前條の規定にかかわらず、第二回目の接種後おおむね一年を経過した時期に乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

5 特例対象未接種者に係る日本脳炎の予防接種の第四回目の接種は、第十五條及び第十六條並びに前條の規定にかかわらず、九歳以上の者に對し、第三回目の接種後六日以上の間隔をおいて乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

6 第三項の規定に基づき接種の間隔をいっている間に、明らかに発熱を呈していること又は急性の疾患にかかつて接種を受けることが適当でないこととされた者については、当該者が予防接種法施行令附則第四項において読み替へて適用する同令第一條の二の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者の欄に規定する者であつて当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなす。

（東日本大震災による特例）

第六條 第九條第一項から第五項までの規定に基づき同条第一項に規定する接種の間隔をいっている間に、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の発生によるやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者に對しては、当該者が予防接種法施行令第一條の二の表ジフテリアの項若しくは破傷風の項の定期の予防接種の対象者欄第一号に規定する者又は百日せきの定期の予防接種の対象者であつて当該事情が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなす。

2 第十五條第一項又は前條第三項の規定に基づき接種の間隔をいっている間に、東日本大震災の発生によるやむを得ない事情により、予防接種を受けることができなかった者については、当該者が予防接種法施行令第一條の二の表日本脳炎の項の定期の予防接種の対象者欄第一号に規定する者若しくは特例対象者である場合は、同令附則第四項による読替後の同欄に規定する者であつて当該事情が消滅した後速やかに接種したときは、当該接種の間隔をおいたものとみなす。

附則
この省令は、公布の日から施行し、改正後の附則第六條の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

○厚生労働省令第六十三号
狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第五條第一項の規定に基づき、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十日
厚生労働大臣 細川 律夫

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令

狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を附則第四項とし、附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 平成二十三年十二月三十一日までの間、東日本大震災（同年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生によるやむを得ない事情により、第一條第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）の規定に基づき当該各項に定める期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者については、当該所有者又は管理者が当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に狂犬病の予防注射を受けさせたものとみなす。

附則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の附則第二項の規定中第十一條第二項（同条第三項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）に係る部分は、平成二十三年三月十一日から適用する。

訓令

○内閣府訓令第十三号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年五月二日

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表「経済財政運営担当」の項中1に次の一号を加える。

四 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四條第一項第三号の二の改革を推進するための基本的な政策に関する事項

別表「経済財政運営担当」の項中5から11までを6から12までとし、4の次に次の一項を加える。

5 内閣府設置法第四條第一項第三号の二の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関する事項

附則

この訓令は、平成二十三年五月二日から施行する。

告示

○総務省告示第九十二号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二條第四項第三号の基幹統計の指定を次のように変更したので、同法第七條第三項において準用する同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十三年五月二十日

総務大臣 片山 善博

基幹統計である患者調査の名称を患者統計に変更する。

○法務省告示第三百五十三号

大阪府都島区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十三年五月二十日

法務大臣 江田 五月

大阪府北區澤上江町十丁目三十六番地
井上 岩吉